

丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指定計画の概要

(1) 名称

丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 所在地

秦野市、山北町及び清川村の一部

(3) 指定期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 指定目的

当該特別保護地区指定区域は、本県最大の緑地である丹沢山地の中心部にあたり、ブナ林やモミ林等の原生的な自然環境が存在し、大型鳥獣類の分布の中心となるとともに、鳥獣の生息に最も適した場所となっている。

哺乳類については、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとして本県に生息する種のほとんどが生息し、鳥類については森林性の鳥類を中心に、猛禽類や大型哺乳類など多様な種が生息している。

大規模な鳥獣の生息地である、当該区域に生息する鳥獣及び生息環境を引き続き保護するため、再指定を行うものである。

(5) 面積

約3,025ha

(6) 主な生息鳥獣

a 鳥類

(平成19年7月31日発行、丹沢大山自然環境総合調査学術報告書)

丹沢山地に生息する鳥類は、クマタカ、オオタカ、アオゲラ等36科99種。

(令和4年7月調査結果、一の沢峠付近)

キジバト、アオバト、ホトトギス、アカショウビン、アオゲラ、カケス、ハシブトガラス、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、イカルの計18種。その他キツツキ科数羽が確認された。

b 哺乳類

(平成19年7月31日発行、丹沢大山自然環境総合調査学術報告書)

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ等15科35種。

## 2 利害関係人への意見照会の概要

実施機関：県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課  
湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課  
県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課  
照会結果：賛成14名、反対なし

## 3 縦覧の概要

縦覧期間：令和5年5月26日から令和5年6月8日まで  
縦覧場所：自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、秦野市環境産業部農業振興課、山北町環境課、清川村産業観光課  
縦覧結果：意見書提出なし

## 4 公聴会の開催について

鳥獣保護管理法第28条第4項に基づく縦覧の結果、同法同条第5項に定める意見書の提出はなかった。また事前に関係者へ意見照会を実施し、反対意見はなかったことから公聴会規則第2条第1項に基づく公聴会は開催しない。

### (参考)

#### ※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

##### 第28条（鳥獣保護区）

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

#### ※ 神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があつたとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

## 5 今後の予定

9月中 環境大臣へ届出  
10月末 指定の告示

神奈川県指定丹沢大山鳥獣保護区

丹沢大山特別保護地区

指定計画書（案）

令和5年 月 日

神奈川県



## 丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

### 1 鳥獣保護区の概要

#### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区

#### (2) 丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区の区域

丹沢大山鳥獣保護区のうち、秦野市の国有林神奈川森林計画区 161 つ 1 つ 2、162 ね口、163 ろ 1 ろ 2 及び 164 りぬイの各小班の全部、足柄上郡山北町の同計画区 143 及び 146 の各林班の全部並びに 145 は、147 ろ、150 にロハ 1 ハ 2、151 ろイ、152 はロ、153 ろ 1 ろ 2 及び 155 にの各小班の全部、同町県有林山北管理区 22、28、29、30、31、33、34、35 及び 38 の各林班の全部並びに 4 へ、6 と、7 は、9 は、10 い、11 は、12 ろに、13 ろは、14 ろ、15 は、16 ろは、17 ろは、18 ろは、19 ろは、20 はに、21 はに、27 ろ及び 36 いの各小班の全部並びに愛甲郡清川村の県有林清川管理区 4、5、12、13、15、16、21、22、29 の各林班の全部並びに 2 に、3 ろ、10 は、14 ろ、20 ろは及び 26 いろはの各小班の全部の区域

#### (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現行 : 平成 25 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日

新規（再指定）: 令和 5 年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日

（10 年間）

#### (4) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

#### (5) 鳥獣保護区の指定目的

当該特別保護地区指定区域は、本県最大の緑地である丹沢山地の中心部にあたり、ブナ林やモミ林等の原生的な自然環境が存在し、大型鳥獣類の分布の中心となるとともに、鳥獣の生息に最も適した場所となっている。

哺乳類については、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとして本県に生息する種のほとんどが生息し、鳥類については森林性の鳥類を中心に、猛禽類や大型哺乳類など多様な種が生息している。

大規模な鳥獣の生息地である、当該区域に生息する鳥獣及び生息環境を引き続き保護するため、再指定を行うものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理指針

- ア 当該地域の鳥獣類の生息状況について精通している者等と連携し、定期的な情報収集に努め、必要により生息状況等の調査を行う。
- イ 野鳥の違法捕獲を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視等を実施する。
- ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、捕獲等の実績を十分に考慮して適切に対応する。

## 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 約 3,025 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	3,025 ha
農耕地	ha
水 面	ha
その他	ha

#### イ 所有者別内訳

国有地 476 ha

地方公共団体所有地	2,549 ha	{	都道府県所有地	2,549 ha
			市町村所有地	ha

私有地等 ha

公有水面 ha

#### ウ 他の関係法令による規制区域

自然公園法による地域 約 3,025 ha

特別保護地区 約 2,442 ha

特別地域 約 583 ha

文化財保護法による地域（県指定天然記念物） 約 39 ha

## 4 再指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

神奈川県北西部の秦野市、山北町及び清川村の一部

#### イ 地形、地質等

標高約 400 m～1,673 m の山地

### (2) 生息する鳥獣類

#### a 鳥類

(平成 19 年 7 月 31 日発行、丹沢大山自然環境総合調査学術報告書)

丹沢山地に生息する鳥類は、クマタカ、オオタカ、アオゲラ等 36 科 99 種。

(令和 4 年 7 月調査結果、一の沢峠付近)

キジバト、アオバト、ホトトギス、アカショウビン、アオゲラ、カケス、ハシブトガラス、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、イカルの計 18 種。その他キツツキ科数羽が確認された。

#### b 哺乳類

(平成 19 年 7 月 31 日発行、丹沢大山自然環境総合調査学術報告書)

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ等 15 科 35 種。

#### (3) 当該地域における野生鳥獣による農林水産物の被害状況

周辺では、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどによる農業被害が発生している。

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

指定区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 施設整備に関する事項

案内板 0 基

制札 0 本

様式 2

関係市町村・利害関係人 意見調書

鳥獣保護区特別保護地区名：丹沢大山鳥獣保護区特別保護地区

市町村部課名 利害関係人職氏名	賛否 (○印)	理由	その他要望事項
清川村 村長 岩澤 吉美	賛成・反対	鳥獣保護を図るうえで必要なため	
清川村森林組合 代表理事組合長 高野 進	賛成・反対		
厚木市農業協同組合 清川支所 支所長 永島 修	賛成・反対	農作物への鳥獣被害対策との両輪での対応が理想と考えますが、生態系の豊かさは保護されることで、維持できる一面もあると思うからです。	
宮ヶ瀬水の郷観光協同組合 理事長 井上 廣道	賛成・反対		
神奈川県猟友会清川支部 支部長 長澤 徳勝	賛成・反対	現状で良いと思います	
清川村鳥獣保護協会 会長 長澤 徳勝	賛成・反対	現状で良いと思います	
県央地域県政総合センター 農政部 地域農政推進課長	賛成・反対	対象となる特別保護地区が国定公園内のため、農業振興に影響を及ぼす可能性が極めて低い。	
秦野市長 高橋 昌和 環境産業部農業振興課	賛成・反対		
秦野市森林組合 代表理事組合長 熊澤 嘉孝	賛成・反対		
秦野市農業協同組合 代表理事組合長 宮永 均	賛成・反対		

<p>丹沢自然保護協会 理事長 中村 道也</p>	<p>賛成・反対</p>		<p>丹沢大山鳥獣保護区同様に自然公園である事を基本に踏え、自然環境の保護と保全に取り組んで欲しい。但し、両地域に共通する問題として、高標高域の生物多様性低下が危惧されている。又、同じように両地域共県民の水源であるダムを抱えている。植生と野生動物のバランスを考えた管理捕獲の取り組みは評価するがより効果を高める為、捕獲方法も含め、制度や体制の見直しも必要と思う。農業生産の維持を図る為の有害駆除は地域毎に強化されても良い。但し、これも両地域に共通するが野生動物の捕獲や駆除にはその前提として森林管理の方法目的の見直しが不可欠である。生息環境の整備と平行しての捕獲が前提となる。</p>
<p>山北町長 湯川 裕司</p>	<p>賛成・反対</p>		
<p>山北町森林組合長 山口 清</p>	<p>賛成・反対</p>		
<p>山北町観光協会長 佐藤 精一郎</p>	<p>賛成・反対</p>		